

## 裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第14回）開催結果概要

### 1 日時

平成18年3月16日（木）午前10時から正午まで

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋山実，秋吉仁美，飯田喜信，木村優子，高橋宏志〔座長〕，中尾正信，  
前田裕司，山本和彦

（事務総局）

戸倉三郎審議官，安東章総務局第二課長，河本雅也総務局参事官，  
小林宏司民事局第一課長，稗田雅洋刑事局第一課長，早田尚貴行政局参事官，  
松村徹家庭局第一課長

### 4 進行

#### （1）意見交換

##### ① 民事訴訟事件に関するヒアリング調査について

戸倉審議官から，資料1に基づき，民事訴訟事件に関するヒアリング調査の  
試行結果について説明がされた。

（山本委員）

長期化の大きな要因として，客観的証拠が乏しいことが挙げられていることは興味深い。契約関係の紛争においては，書証がなければ訴訟ができないというフランス法のような制度を採っていない我が国では，客観証拠が乏しい中で，関連性が乏しいように見える人証などを積み重ねて少しずつ真実に近づいていくという手法を取らざるを得ないということだと思われ，そのような手続きを決め手がないままずるずる続けていくと，かえって泥沼化し，一種の人格紛争に転嫁され，審理期間や費用は度外視して，とにかく徹底的に白黒をはっきり

させたいという考え方になっていく側面があるのではないかと思った。以前にも申し上げたことだが、そのような紛争については、早い段階で紛争解決のルートに乗せていくという仕組みが大事ではないかと思う。それは裁判所に限るものではなく、「その他」の事件に分類される紛争に多かったという親族間の紛争などは、調停的な処理、ADRのようなルートに乗せていくことも相当であらう。

訴訟に対する当事者の期待という部分については、地方に行けば行くほど、訴訟を起こすということは一大事であると思われ、その高いハードルを越えて訴訟に踏み切った以上は、審理期間や費用は度外視して、とにかく徹底的に白黒をはっきりさせたいという当事者が多いことは容易に想像できる。民事訴訟なので、ある程度は当事者のそういった要望に沿って進めていくのもよいが、何の留保もなくそういった声に応えていけば、「やはり裁判とは長くかかるものだ」ということになり、訴訟を起こすことへのハードルをますます高くしてしまうことになるのではないかと思う。裁判所の目には見えないところで、ハードルを越えられずに裁判所を利用できないでいる人たちが相当いるであろうということにも問題意識を持たねばならないと思う。

(中尾委員)

紛争発生から訴訟に至るまでには、通常、2年間くらいは当事者間でもみ合う期間があり、紛争の解決のための最後の手段として訴訟に踏み切った以上、審理期間が早い遅いの問題よりも、「白黒をつけたい」とか「納得を得たい」という意識が強まるというのは、民事訴訟においては一般的な傾向と言える。

本人訴訟について、第1回の検証では、双方代理人がついている事件より審理期間が短くなっているという傾向が出ていたと思うが、今回の資料で長期化が指摘されている本人訴訟というのは、本来なら弁護士が付くような複雑な事件なのに、地域的な事情から代理人を付けることができずに本人で訴訟をしているというような実情があるということなのか。

(戸倉審議官)

調査対象庁で、双方とも本人の事件の割合は、A地裁では全国平均より低い  
が、a支部では高くなっている。これはa支部管内では実質的に活動している  
弁護士が少ないという状況も影響していると思われる。一方、双方に弁護士が  
付いている事件の割合を見ると、A地裁では全国平均より高く、a支部でも同  
程度であり、本当に必要な事件については、裁判所から当事者に対し、弁護士  
をつけることを勧めることもあるようである。

(中尾委員)

日弁連が、2004年9月に全国の単位弁護士会に対し、支部の状況につい  
てのアンケート調査を行った際、a支部の状況についての回答も寄せられてい  
るが、a支部の所在地は隣県との県境に近いので、県をまたがった依頼者も  
多いという実情があり、弁護士の行動範囲が地元に加えて隣県にも広がってい  
るため、負担が重くなっている面もあるようである。加えてa支部は、合議取  
扱支部ではないため、合議事件については、すべて本庁で行われている点も指  
摘されていた。現地の弁護士から見たa支部の状況については、裁判官2名が  
様々な事件を兼務しており、負担過重の状況ではないかという指摘もあった。  
今回の結果には、施設面も含め、そういった態勢面での複合的な視点が絡み合  
っているのではないかという印象である。

(前田委員)

裁判官2人でかなり厳しいのではないかと考えていたが、データを見ると平  
均審理期間は割合短いように思う。

(戸倉審議官)

a支部では、合議事件はすべて本庁に回付していることもあり、審理期間が  
2年を超えている事件はほとんどない。

(飯田委員)

以前にA地裁管内の支部で民事事件を担当していた経験があるが、契約に関

する紛争でも、口約束や慣行による取引で書類が全くないものや、書類があっても名目だけのもの、時には明治、大正にまで遡るような話になるものもあった。土地に関する事件では、資料でも指摘されているような、実質的には家事事件のようなものや、管轄に山間部を多く抱えることから、山奥まで泊まりがけで出掛けて行って検証を行うようなものもあった。また、白黒をつけるという事件ばかりでなく、当事者双方の話を聞いていくことで審理が進んでいき、最終的に和解で終わるという事件も多かったように思う。当時と現在では違いはあるのかもしれないが、事件の数や態勢の問題に加えて、県民性や自然状況といった要因の影響もあると思う。

(前田委員)

私もこの地域で活動していたことがあるのだが、当事者の期待としては白黒はっきりさせる目的で訴えを起こすが、結果的に和解になるケースが多かった。比較的和解で解決する率が高い地域であると思う。また、専門訴訟になると、専門家が少ないので、医師等の鑑定の依頼に時間を要するということが一般的に言えると思う。

(木村委員)

山本委員の御発言の中で、早めに紛争を解決するルートに乗せることが大切であるというお話があったが、今回のヒアリングでは、例えば、直接裁判所に持ち込まれるのか、弁護士会や自治体の法律相談等を通じてなのかというような、紛争がどのようなルートを通じて裁判所に持ち込まれているのかといったことは調査しているのか。

(戸倉審議官)

ルートとしてはそう多様ではない感じであり、本人訴訟で持ち込まれた事件について、裁判所から「弁護士に相談してはどうか」というアドバイスをした結果、弁護士がついたというケースはあるようだが、その他については、具体的にどのような経緯で裁判所に持ち込まれたかというところまでは分からない

ようであった。話がすっかりこじれてしまっていたり、キーパーソンが亡くなってしまっているような紛争については、もう少し早く裁判所に来てもらえればと感じるものは多いようだった。

(木村委員)

かつては、地域の長老的な役割の方が担っていたような、困った事がある時に相談するような場所の告知が不足しているということなのだろうか。

(戸倉審議官)

紛争の内容に応じた振り分けを適切に行うシステムが重要になると思われるが、本年秋から活動を開始する司法支援センターがこういった形で機能するかが一つの注目点になる。

(前田委員)

相談先については、各自治体で法律相談の窓口を設けており、弁護士会でも、ここ10年程は法律相談活動に力を入れてきたが、地方では弁護士数との関係から需要に対して必ずしも十分に対応できていない面はあると思う。また、弁護士や司法書士の所に相談に訪れる時点では、当事者は、既に自主的に解決するために手を尽くしており、訴訟を起こすことを前提にして相談に来ているという印象である。

(飯田委員)

地方では、かつてはお寺や公民館で相談して、そこでも解決できない時に裁判所に持ち込まれるというものが多かったように思う。公民館の館長は、地元の名士が充てられることが多かったので、裁判所のほうでも調停委員にそういう方を選任して活用していた。また、金銭や土地に関する紛争は、非合法で手数料も高いが、手っ取り早く実行してくれるということで、暴力団に持ち込まれてしまうものも結構あったように思う。そこでうまくいかなくなってから裁判所に来るので、もっと早く弁護士や司法書士のところへ行けばよかったのと思うこともあった。

(秋吉委員)

裁判所に勤めていると、昔の友人などから「こういった問題があるんだけど、どうしたらいいだろう」というような相談を受けることがあり、家事などの問題であれば裁判所の窓口へ行けば手続についての説明が受けられるし、デパートなどでも無料法律相談をやっていたり、弁護士会へ行けば簡単に法律相談に応じてもらえるというような話をしたりするのだが、そういったことが結構知られていなかったり、裁判所や弁護士は敷居が高いというイメージを抱かれていると感じることがある。裁判所としても、敷居が高いというイメージを払拭しようと広報に努力しているのだが、なかなか一般の方に伝わらないところに歯痒い思いがある。

(木村委員)

無料相談に関する情報は、広報やポスターのような定期的に目に触れるものに載っていたとしても、そのときは誰も自分が当事者になるとは考えていないので、関心の対象から排除されて目に留まらないというところがあり、いざ当事者となった時に「どうしよう」ということになるのだと思う。ニュースでも、視聴者の方から「どうしてこの法案についてもっと詳しく説明してくれないのか」というような御指摘を多く受けることがある。こちらとしては相当説明しているという気持ちがあるので、やはり歯痒く感じられることがあるのだが、伝える側がきちんと伝えていると思っていても、視聴者が関心を持った時にいいタイミングで情報提供できていないことがあり、そのタイミングが難しいのだと思う。

(前田委員)

以前に区の広報に無料相談会の案内を掲載してもらったところ、ほんの小さな扱いだっただにも関わらず30分で60件の申込みがあり驚いたことがある。関心のある人はどこに行ったらよいかを探しておられると思うのだが、関心のない方となると確かに難しい面はあると思う。

(木村委員)

今はインターネット等で容易に検索できるのだと思うが、やはりある程度の年齢から上の方で、そういう方法がとれず、どこかに直接相談したいとなったときには、お寺や公民館といったものは未だに威力を発揮しているのかなという気もする。

(飯田委員)

地方については、広報の問題に加えて、距離的なアクセスの問題と、アクセス先が少ないという問題が出てくると思う。県境にある支部の管轄地で、経済圏としてはむしろ隣県側に含まれ、弁護士も隣県から来ることが多いような所もあるのだが、裁判所や弁護士会としては、県が単位になっている。そういったコミュニティの実情を取り入れることで、住民もアクセスがよくなるのではないかというのは実感としてある。

(秋吉委員)

地域性ということは確かにあると思うのだが、今回の調査結果では、東京のような大規模庁でも同じように問題になっている部分が多くあり、意外な感じがしている。それにしても、どのような事件が多いのか、弁護士がどれだけいるのかといった地域的な特徴はあると思うので、更に多くの庁で調査を行うことで、様々な要素の中から共通するものと個別性の強いものが明確に見えてくる気がする。

(中尾委員)

a 支部では土地に関する事件が相当数あるということで、資料では「山林や農地などが紛争の対象であり、公図や測量も不明確」、「問題になる取引等が古く、客観的証拠は不備で、関係者の記憶は曖昧」というような特徴が挙げられているが、これは具体的にはどのような類型の事件になるのか。

(戸倉審議官)

ヒアリングで出たのは、先々代が取引して権利を持っているので、この土地

は自分のものだというような主張で、契約書もなく、具体的な履行もなく、事実上の使用というようなことで誰も困っていなかったものが、代替わりした後に紛争になったような事例である。

(飯田委員)

山林が紛争の対象となる事件で、私が経験したものでは、明治、大正、時には江戸時代にまで遡るような、権利が何に基づいているのかがよく分からない時代からの土地の境界争いや、立木や墓の所有関係についての事件があった。

(前田委員)

登記名義がかなり古いもので、占有関係もいろいろ変わっているのだが、それがどういう取引でどのように変わったのか分からないというような事件がよくある。

(秋吉委員)

自主占有か他主占有かの問題、時効の問題、取引の問題等が複合して争いになっているものが多い。親族関係の争いでも、親族間をしっかりと取り仕切るような方がいる間は誰も文句を言わないが、そういった方が亡くなられて縁遠くなってくると、それぞれが自分の権利を主張し始めるというパターンはよくある。

(戸倉審議官)

土地の事件ではないのだが、この山のこの部分の木は切ってよいという口約束で取引をしていて、言った場所と違う所を切ったとか切らないで紛争になり、争いになっている部分の特定もできないようなケースもある。

(飯田委員)

私自身も、立木をいつ植えたかというのを調べるために、山奥に分け入ってあちこちの木を切って年輪を調べたような経験がある。

(戸倉審議官)

非常に個別なケースとしては、家畜の取引に関するもので、通常は市場を通



して取引するところを、大きな業者と牧畜業者が相対で取引している中で代金の支払について紛争になったが、信頼関係だけで非常に曖昧な取引をしていたために、いつの何に関する支払なのかが分かるような書面が何もなく、最終的には和解で解決したものの、白黒のつけようがないというような事件もあった。

(飯田委員)

訴訟だけではなく、破産事件でも、破産管財人がそういった家畜の所有関係などを確認するのがとても大変だと聞いている。

(河本総務局参事官)

継続的な請負契約などで、仮に領収書はあっても、どの支払がどの仕事に対する代金なのかというところが特定できずに揉めてしまったり、見積りだけしかないというようなケースは、都市の大小を問わず多いのではなかろうか。

(中尾委員)

大量的、継続的な請負の供給などは口頭で行われることが非常に多く、訴訟を起こすときには、細かい一覧表を作成してもらうのだが、ただそれに沿う書証があるかと言えば、断片的にしか残っていないということが結構ある。

(秋吉委員)

我が国では、親族間だけでなく、継続的取引などにおいて契約書のない事件が非常に多いと思う。そのような事件でも、契約書がないからだめとは言えないので、掘り所となるような背景事実をいろいろと探求していくが、その過程で更に言い分が出てきて、争点が細かくなり、大きな長期化要因になっていると思う。

(中尾委員)

印刷の請負のように、仕事が多くスピードが要求されるものでは、とりあえず注文を受けて処理してしまわなければ仕事が取れないという実情もあり、本来であれば訴訟になっても証拠となるような書面を作成すべきところをメールやファックスのやり取りだけで処理してしまったりしているケースが多い。

また、相手方が法人を名乗っていたが実はそうではなかったというケースもよくあるが、商業登記簿で確認するような行為は、相手を信頼していないと捉えられてしまうところがあり、結局その確認が曖昧なまま注文を受けてしまうケースもあるようだ。このように請負の場合は、信用でやってしまうので、うまくいったときには問題ないが、仕事の完成が先履行になるため、代金を回収する段階で、後になって証拠が整わないという場合が結構あり、このような取引における類型的な問題点であると思う。

(秋山委員)

証拠になるようなものがないような場合には、刑事の考え方でいけば、最初から間接事実で立証していくという前提のもとで、お互いが資料を出し合って、争点を整理していくような手法が考えられると思うが、民事ではこのようなやり方は難しいのだろうか。

(前田委員)

刑事の場合は、土台となる主張がしっかりとしているが、民事では、原告の最初の主張自体が掴みにくく、土台がしっかりしていないところがある。

(戸倉審議官)

訴訟を起こすに当たり、紛争の内容を法律的な請求に組み立てるための資料や情報がどの程度集められるかは千差万別であるが、資料や情報が得にくい紛争のタイプがあるということは事実である。依頼を受けた弁護士の方で、資料や情報の状況から、「これは訴えても難しい」というような切り分けは、相当されているのだと思うが、それでも当事者がどうしてもということになれば、やはり訴訟になってしまうのだと思う。

(前田委員)

依頼を受けた弁護士の立場でもかなりセレクトはしているが、紛争があることは間違いなく、それをどうしても解決してもらいたいという依頼者の要望があれば、それはやはり裁判所という機関にかけた上で解決を図るということに

なってしまう。また、検察官のような独自の情報収集能力はないので、必ずしもきっちりと立証できるという確信はないが、そこは裁判所のいろいろな調査を利用してやろうということもあると思う。

(秋吉委員)

直接的な証拠がない事件の場合には、基本的には当事者に争いのない事実と客観的証拠で争えないであろうという事実を時系列で並べて、それを眺めながら事実認定をしていくことになるが、並べてみた段階で、当事者の事実認識が変化して、争点が若干ずれてくるような場合もある。やはり刑事のように検察官が全部証拠を集めており、相手がどういった対応をするかも分かっているものとは様相が違うという実感はある。

(飯田委員)

今回の調査は、地方における典型的な特徴が出ていると思った。この調査を更に進めていくとすれば、自然環境の違いや地縁血縁といったものに対する感覚の違いなどもあると思うので、他の地方を調査することも必要になる。また、東京や大阪といった大都市、更にその周辺庁の調査も必要ではないかと思う。

(前田委員)

今回の調査対象庁は、そこそこ一定の期間内で事件が処理されていることから、基盤整備の関係からいくと、裁判官や弁護士の数が非常に少ないという地域では恐らくないのだろうという印象を受けた。

(木村委員)

皆様のお話を聞いていると、ある程度システムティックに専門化したルートを作って事件処理している部分ではそれなりのスピードアップが図られている中で、「その他」の部分で個別例外的な込み入った事案が審理期間全体の足を引っ張っているという印象なのだが、そういったものについては、現在の裁判の迅速化の検討とは切り離して考えてはいけないのか。

(前田委員)

裁判所の役割は何かということにかかってくると思う。私としては、むしろシステマティックな手続で済むもののほうが裁判所以外のところで解決しやすいという印象を持っている。しがらみが多く、難しい事件こそ裁判所に出して裁判官の判断というものがあって初めて解決するのではないかと思う。

(木村委員)

本当にこじれてしまったときは仕方がないとしても、書証がまったくないというような、裁判に馴染まないと思われるような事件まで、すべて裁判所が抱え込んでしまう必要があるのか。ADRを充実させるなど、皆が触れやすい形で、裁判になる前に解決できるようないろいろなルートを作って提示していくことが、本当の意味での迅速化につながるのではないかと思った。

(山本委員)

司法制度改革において、ADRの充実活性化を図ることとした趣旨は、まさしく木村委員がおっしゃったようなところにあったのだと思う。しかし、やはり最終的に裁判になった時に、そこできっちり解決されるという保障がなければ、前段階のADRもうまくいかなくなるという面があることから、司法制度自体を充実させていく方向での施策も当然必要になるのだと思う。

(前田委員)

調停や他の仲裁機関では、調整はしてくれるが最終的な結論を出してくれる訳ではない。当事者からすれば、裁判をするということは、裁判官が最終的な結論を出してくれるというところに期待しているので、裁判所がきっちりしていないと、その前提の機関に行っても無理だろうということになってしまう。

(木村委員)

和解で解決した場合には、当事者としては白黒がついたとは受け取らないものなのか。

(前田委員)

当事者とすれば、一定の解決は図れたというところかと思われる。

(秋吉委員)

紛争について、自分の側から光を当ててしか見ていなかったものが、裁判を通じて相手の側から見た面や紛争に関する様々な情報を知ることができる。その中で、自分にもこういうところがあったので、円満に何割辺りで解決しましょうというように、前向きに考えてくださる方もかなりいらっしゃると思う。

(前田委員)

私の依頼人を見ていても、一応満足している人が多いと思う。

(戸倉審議官)

司法制度改革において、当初民事事件の迅速化とか専門性への対応等と言われていたのは、国際取引や大きな経済活動の中で紛争を一定の時間で迅速に解決すること、しかも、その判断が国際的な基準から見ても受入可能なものであり、今後の経済活動の予測可能性がクリアに示されているものであることといった点が裁判所の機能として求められていたものであり、この部分については、これまでの取り組みでかなり進んできた。しかし、他方で、裁判には、社会の草の根的な紛争をひとつひとつ法律的に解決していくことにより、法治国家としてのわが国の基本的な枠組みを支えていくという役割も求められることから、都会と地方では期待される機能に違いがあるのではないかと考えられる。その違いを把握した上で、裁判所としてどの辺りに軸足を置いて今後運営していくかのヒントが得られればという期待から、地方の状況に着目したものである。

(木村委員)

今回の調査から、地方では、都会で受けられるほどのサービスやバックアップがある訳ではなく、契約に対する感覚も大きく異なるという点が見えてきたが、今回紹介されたような事情により長期化するような事件についても、これまでやってきたような迅速化の物差しで見えていかなければならないのか。

(戸倉審議官)

裁判の迅速化は、当然に適正で充実した審理に基づいたものである必要がある

るが、充実とは一体何かと言えば、訴訟当事者のニーズを念頭に置いた充実でなければならないのではないか。当事者のニーズがどの辺りにあるのかということは重要な部分であり、今後の検討課題であると認識している。

(中尾委員)

証拠が不十分な事件でも、裁判所が後見的に関わって、最終的に和解で解決するというのは、裁判所に求められる役割のひとつであり、今回の調査対象庁で和解率が高いということは、その役割が十分発揮されているという見方もできる。地方と都会では、裁判所とADRの役割分担や、裁判所に求められる役割における違いは確かにあると思うので、そういった視点から考えていく必要はあるのだと思う。

(山本委員)

フランスでは、法律で契約書がなければ裁判所に持ち込めないことになっているため、個々の当事者には当然不満はあるかもしれないが、国民全体としては、そこまでは裁判所に期待しないという、ある意味での割り切りはあるような気がする。先程のお話のように、手探りの状況でも、当事者を納得させながら和解に持っていく努力というのは、フランスではおよそあり得ないことで、日本の裁判所がそういった所まで引き受けているのは、非常に重い荷物を背負っているように見えるのだが、国民が裁判所を信頼しているからこそ可能なのだとも言える。

(高橋座長)

今回は試行ということだが、興味深い結果が得られたと思う。もとより統計的処理を前提としているものではないので、今後調査対象庁を増やしていくとして、どのようなところに着目していけばよいか。例えば、今回の報告にある貸金業者に対する過払金返還請求などでは、やはり計算書の提出が問題になるのか。

(戸倉審議官)

支払がどのように充当されているかは、借りた側では明確にならないことから、業者側から計算書の提出が必要になるが、きちんと提出されないケースがあり、そういった場合には最終的に文書提出命令を出すことになるが、その決定に対して抗告が出るというパターンで時間を費やしてしまうことが多いようだ。また、原告側の弁護士や司法書士が、過払分全額を取り戻す以外は一切和解に応じないというような立場をとっている場合も長くなることが多いとのことであった。

(高橋座長)

専門訴訟に関しては、専門家の助力を得ることが困難であるという、地方における典型的な問題点が出ているように思われる。

(前田委員)

地方ではやはり専門家の数が非常に少ないので、その辺りで時間を要するということは一般的にはあるかと思う。

(戸倉審議官)

建築関係で言うと、地元の建築士は、大なり小なり建築会社と利害関係があるため、地元の業者間の紛争に関与するという事はやはり難しいようだ。

(木村委員)

非常に迅速化が進んでいる庁を調査してみるのも面白いのではないかと思う。

(中尾委員)

今回のヒアリングは、前回の検討会からの流れで、長期化する事件のタイプに関してのものであったが、せっかく各地でヒアリングを行うということであれば、第2回の検証でどこまで踏み込んで言及するかは別として、常駐・非常駐といった態勢、規模の大きさ、それから地域性の視点も加えた形で行っていただければと思う。

(戸倉審議官)

地域性というのはなかなか難しいが、態勢の問題については、非常駐支部に

てん補されている裁判官は本庁や常駐支部と兼務しているため、そういった話も当然聞いていくことになるかと思う。庁の規模についてもバラエティに富むような選択をしていきたい。

(河本総務局参事官)

弁護士の実働状況といった弁護士会の態勢とも絡んだ話になるかと思う。

(中尾委員)

弁護士数については、今回の資料で出ているのは、支部ごとにその管内に登録している弁護士の数だと思われ、一定の目安にはなると思うが、弁護士はある程度広範なエリアで活動しており、支部と本庁が近いような場合は、必ずしもその支部の管轄内に何人ということではなく、ある程度近隣を含めた流動的なものを見ないと本当に実証的とは言えない。

(戸倉審議官)

弁護士が地域に一人しかいないような場合は、どうしても早い者勝ちになってしまうため、やはり各地域に複数いないと本当の意味でのアクセスが保障されていることにはならないと思う。

(木村委員)

公設事務所が各地にできているようだが、そこに複数の弁護士を置くという段階にはまだなっていないのか。

(前田委員)

そういった議論もしているが、なかなか人がいないということだと思う。ただ、数としては僅かではあるが、ひまわり基金公設事務所へ派遣された弁護士が、任期終了後もその地に留まって独自に事務所を開業するという形で、弁護士が複数化した地域もある。

(戸倉審議官)

裁判官や弁護士の態勢については、様々な仮説が考えられることから、その点を考慮しつつバラエティに富んだ調査を行ってまいりたい。



(高橋座長)

民事事件については、山本委員に引き続きアドバイスをいただきながら、もう少し統計データからは出てこない部分をヒアリングで見ていくということになろう。

② 今後の検証作業について

戸倉審議官から、資料2から資料4までに基づき、今後の検証作業について説明がされた。

(中尾委員)

控訴審のデータについては、8高裁6支部ごとのデータを出していただきたい。また、第2回の報告書作成の際には、構成の骨格だけでなく、具体的な内容についても公表前に検討会の意見を聞く場を設けていただきたい。

(戸倉審議官)

控訴審のデータについては、どのような分析を行うかは別として、高裁ごとのデータはお出しする予定である。報告書の作成に当たり、具体的な文案までを事前にこの検討会で協議するという点については、作業日程の面を考慮すると難しいと思われるが、できる限り御要望に沿うようにしたい。ただ、前回は統計データの分析がメインであったが、今回の報告書では仮説の検討という部分に入ってくることから、この検討会でも相当議論していただき、それが報告書に反映されていくものと思われる。

(2) 次回の進行について

次回の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第15回 平成18年7月21日(金)午後3時から午後5時まで

(以上)